

市内 道路パトロール業務委託 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、市内 道路パトロール等業務委託(以下「本委託」という。)に適用する。なお、本委託の一般的事項は、「市内 道路パトロール業務委託 一般仕様書」によるものとする。

第2条 委託費の積算に関する事項

道路パトロール業務は、道路パトロール及び打ち合せ等に要する直接人件費と機材費等の合計を直接業務費とする。直接業務費に対する率分を乗じた額を一般管理費とし、直接業務費に一般管理費を加えた額を道路パトロール業務の業務価格とする。なお、一般管理費については、「国土交通省 道路巡回業務積算基準(平成22年12月24日)」に準じ、積算するものとする。

第3条 業務体制に関する事項

1. 業務管理責任者

- (1) 受注者は、本委託の実施責任者として業務管理責任者を選任し、その者は、一級もしくは二級土木施工管理技士の資格を有する者とする。
- (2) 業務管理責任者は、他の工事等と兼任することができるものとする。ただし、他の工事等が現場代理人の兼任が認められている場合に限るものとする。
- (3) 業務管理責任者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とする。

2. パトロール員

- (1) パトロール員の編成は、原則として道路巡回パトロールにおいては1名を1班とし、道路補修パトロールにおいては2名を1班とするが、パトロールの内容や状況によっては、施設管理担当者との協議の上で変更することができる。
- (2) すべてのパトロール員は、普通自動車第1種以上の運転免許を有し、運転実務経験が2年以上であること。
- (3) パトロール員のうち1名以上は、タブレット端末による操作(システムへのアクセス、簡単な入力等)ができる者とする。
- (4) パトロール員は、交代員を複数名とすることができる。

第4条 業務に関する事項

1. 実施日

道路パトロール業務の通常時は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの平日の月曜日から金曜日(祝日及びお盆8月12日から8月14日、年末年始12月29日から1月3日は除く。)とし、業務時間は原則8時30分から12時00分まで及び13時00分から17時15分までとする。

ただし、異常時においては、日時にかかわらず、施設管理担当者の指示により実施するものとする。

2. 道路パトロール業務（巡回・補修）

- (1) 1日の道路巡回パトロール延長は、パトロール車による点検で60 km程度、歩行による点検で4 km程度とし、パトロール区分及び頻度から1ヶ月の想定総延長は、次のとおりとする。

単位: km

区分	ブロック	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	頻度	1ヶ月当たり
A	2車線以上の道路 ※1	94	153	107	158	94	43	25	4	678	2	1,356
B	地域を連結する道路	44	21	33	20	33	18	32	30	231	1	231
C	修景道路※2(タイル、石張り等)	3								3	2	6
D①	その他道路(中心市街地エリア)	29								29	1	29
D②	その他道路(上記以外)	120	165	176	117	242	77			897	0.5	449
1ヶ月の総延長												2,071

※1 上下線を合計した延長(区間延長×2)

※2 歩行による点検

- (2) 道路巡回パトロールでは、原則としてパトロール車に道路損傷個所の自動検知システムであるAIスマートフォンを搭載し、走行中に自動でポットホールを検知するものとする。道路補修パトロール時は、目視による点検が可能な速度で走行し交通法規を遵守すること。
- (3) 道路補修パトロール及び応急処置等の作業時は、必要に応じパトロール車の黄色回転灯を点灯すること。
- (4) 道路補修パトロールにて、ポットホール及び側溝蓋の欠損等、直接事故につながるような障害を発見した際は、応急処置を行うことを原則とし、その都度セーフティーコーン等を設置するなど最低限の安全措置を講じること。
- (5) 道路補修パトロール中のブロック又はその付近に緊急な通報があった場合は、施設管理担当者の指示により、直ちに道路パトロールを中断し、現場の対応にあたること。
- (6) 道路パトロール（巡回・補修）業務に従事するパトロール員の通勤用車両の駐車場は、受託者において確保すること。
- (7) その他、設計図書等の変更や定めのない事項については、その都度施設管理担当者との協議の上、決定すること。

第5条 パトロール車に関する事項

1. 任意保険の加入

- (1) 受注者は、次の内容以上のパトロール車の任意保険に加入するものとする。

保険の種類	保 険 金 額	備 考
対人賠償	無制限	
対物賠償	無制限	(免責額0円)
搭乗者傷害	1,000万円	

(2) 受注者は、前号に規定する保険契約を締結したときは、その証書等の写しを発注者に提出するものとする。

3. 損害賠償等

(1) 使用中に車両を毀損、又は亡失した場合は、受注者の責任において原状修復、又は発注者に対し損害を賠償するものとする。

(2) 前号により現状修復等までに要する期間の代替車両は、受注者の責任において調達するものとする。

4. 燃料等

使用に必要な燃料については、発注者から燃料券を支給するものとする。

5. 作業機材等

パトロール車に搭載する作業機材等は、次のとおり貸与するものとする。

番号	機材名	規格	数量	番号	機材名	規格	数量
1	デジカメ		1	13	懐中電灯		1
2	バリケード	A型	1	14	巻き尺	50m	1
3	表示テープ	立入禁止	1	15	ポール	2m	1
4	トラロープ	30m	1	16	セフティーコーン		2
5	スコップ	丸	1	17	誘導灯		2
6	スコップ	角	1	18	工事旗(赤、白)		2
7	バール	八角バラシ	1	19	竹ホーキ		1
8	ハンマー	げんのう	1	20	看板	「作業中」	1
9	ハンマー	長柄ハンマー	1	21	反射安全ベスト		2
10	のこ		1	22	高枝ばさみ	使用時 5m	1
11	鎌		1	23	ハンドタンパー	幅 150×150	1
12	なた	長さ 18cm・ノコ長さ 21cm	1	24	ラチェットレンジャー式		1

第6条 成果品及び検査に関する事項

1. 業務成果品の提出

受注者は、月毎に業務成果として次の書類を提出するものとする。

(1) 道路パトロール業務

ア 道路パトロール運転日報(様式第4号)

イ 道路パトロール業務 月次報告書(様式第5号)

2. 検査

(1) 受注者は、委託料を請求する場合は、あらかじめ請求に係る業務の完了を確認するため検査を受けなければならない。

(2) 検査は、設計図書及び指示書等に基づき、前項の提出書類を照合、確認するものとする。

第7条 労災事故等の対応

業務中に労災事故及び交通事故が発生した場合は、次の事項について迅速かつ適切な対応をすること。

1. 負傷者の救護及び二次災害防止等

事故が発生した場合、事故の内容及び状況を勘案し、救急車の手配その他の負傷者の救護措置及び二次災害防止のための応急措置を採ったうえ、必要に応じ、所轄の警察署、労働基準監督署、消防署その他の関係機関等に速やかに通報すること。

2. 事故報告書の提出（事一様式第1号）

事故発生後、直ちに施設管理担当者に電話等により当該事故の内容、負傷者の救護措置及び二次災害防止のための応急措置並びに関係機関等への通報状況を報告すること。また、原則として事故発生の翌日までに事故報告書（事一様式第1号）を道路維持課に提出すること。ただし、当該報告書の提出がやむを得ず遅れる場合には、電話等により遅滞理由を伝え、速やかに提出すること。

3. 労災事故等再発防止対策会議の開催

事故の再発を防止するため、業務管理責任者等による労災事故等再発防止対策会議を開催し、当該労災事故等の発生原因の究明及び再発防止対策を検討するとともに、再発防止対策を実施すること。また、会議の内容について、労災事故等再発防止対策会議報告書（事一様式第3号）を作成すること。

4. 事故報告書の提出（事一様式第2号）

労災事故等再発防止対策会議の開催後、原則として事故発生日から起算して7日以内に事故報告書（事一様式第2号）を次に掲げる資料を添付のうえ、道路維持課に提出すること。ただし、事故の程度により、警察署若しくは労働基準監督署の見解が示される場合又は医師による診断書が作成される場合で、当該報告書の提出期限までにその内容が確認できない場合は、その旨を道路維持課に報告のうえ、当該見解が示された時点又は当該診断書が作成された時点で随時追記及び資料を添付すること。

- (1) 事故発生場所の位置図
- (2) 事故発生場所の写真
- (3) 事故の状況図
- (4) 労災事故等再発防止対策会議報告書（事一様式第3号）
- (5) 診断書の写し（医師による診断が行われた場合に限る。）
- (6) その他必要なもの（傷病の治癒の時点が確認できる書類等）

5. 労働者死傷病報告の提出及び道路維持課への報告

事故により、労働者に死傷病が発生した場合は、労働者死傷病報告（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条に規定する報告書をいう。）を所轄の労働基準監督署に提出するとともに、被災労働者が労働災害の療養補償給付、休業補償給付等の請求を行ったと

き又は当該給付等の支給決定を確認したときは、その都度、その旨を道路維持課に報告すること。

第8条 その他

市民等への対応

業務中に沿道住民等から苦情又は意見等があった時は、親切・丁寧を心掛け、適切に対応するとともに、直ちに施設管理担当者に報告するものとする。